耐震化の促進のための補助事業について

本町では、この耐震改修促進計画により効果的に耐震化を促進するため、下記のとおり補助事業 を実施します。

補助事業の活用に当たっては、担当課への事前相談をお願いします。

補助事業の一覧

| 名 称 | 概要 | 補助額等 |
|-----------------------------|---|---|
| 民間木造住宅耐震診断費補助事業 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(旧耐震基準木造住宅)に対して専門家を派遣して無料で耐震診断を行います。 | 木造2階建て以下、在来軸組み工法又は伝統工法の戸建て住宅など 自己負担額:無料 |
| 民間木造住宅耐震改修費補助事業 | 旧耐震基準木造住宅の耐震改修 の費用の一部を補助します。 | 耐震診断の結果が1.0未満の木造の戸建て 住宅など 補助額:上限100万円 |
| 民間木造住宅除却費補助事業 | 旧耐震基準木造住宅の解体費用 の一部を補助します。 | 前年度までに受けた耐震診断の結果が1.0 未満の木造の戸建て住宅など 補助額:上限 20万円 |
| 民間木造住宅 段階的耐震改修費 補助事業 | 旧耐震基準木造住宅の耐震改修 費用負担を軽減するため、2回 に分けて改修する場合の費用の 一部を補助します。 | 耐震診断結果が0.4未満の戸建て住宅など 補助額:1段階(評点数0.7以上1.0未満) 上限60万円 2段階(評点数1.0以上)上限30万円 |
| 耐震シェルター 整備費補助事業 | 旧耐震基準木造住宅のうち、障がい者又は高齢者世帯のために耐震シェルターの整備費用の一部を補助します。 | 耐震診断結果が0.4未満の戸建て住宅などで、障がい者又は高齢者世帯 補助額:上限30万円 |
| 民間ブロック塀等撤去費補助事業 | 道路に面するブロック塀等において敷地内のブロック塀全てを 解体する除却費用の一部を補助 します。 | 道路に面するブロック塀等で、道路側からの高さが1m以上かつ敷地側からの高さが60cm以上のもの 補助額:上限20万円 |
| 土砂災害対策改修費 補助事業 | 土砂災害特別警戒区域の住宅等 を建築基準法施行令の基準に適 合するよう改修する費用の一部 を補助します。 | 土砂災害特別警戒区域内の住宅等で現に 居住しているもので、対策工事を実施して いない 補助額:上限75万9千円 |
| がけ地近接等危険住 宅移転事業費補助事 業 | 土砂災害特別警戒区域又は災害 危険区域の住宅の移転に伴う解 体費用及び移転先住宅の購入費 等に係る利子相当額の一部を補 助します。 | 対象区域内の住宅で現に居住しているもので、対策工事を実施していない 補助額:除却費用上限80万2千円 購入費等に係る利子相当額 建物 上限319万円 土地 上限 96万円 |

【注意】東郷町耐震改修促進計画-2030-の全文は、東郷町のホームページでご覧ください。

東郷町 都市建設部 都市計画課 電話 0561-56-0747

http://www.town.aichi-togo.lg.jp/

東郷町耐震改修促進計画 -2030- 概要版 命和3年3月

計画の目的と基本的事項

平成7年の阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6.400人を超える人命が 失われました。この地震で倒壊した建築物の多くは、昭和56年以前に建築された「旧耐震基 準建築物」であったことが判明しています。現在も、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地 震について発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると 想定されています。

このような背景の下、国は建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25年11月に「耐震改修促進法*/を改正、平成31年に同施行令を改正しました。これに伴い、 愛知県も令和2年度末に「愛知県建築物耐震改修促進計画」を改定し、新たな耐震化の目標 の設定や取組を追加しています。

こうした動向を踏まえ、現状の耐震化の進捗状況を確認し、新たな目標を定め、更なる耐 震化や減災化を促進するため、平成27年2月策定の「東郷町耐震改修促進計画-2020-」を改 定し、「東郷町耐震改修促進計画-2030-」を策定しました。

■計画の対象区域と計画期間

東郷町全域を対象区域とし、令和3年度から令和12年度までを計画期間とします。

■対象建築物

本町の全ての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された以下 の建築物について、耐震化促進のための施策を定めます。

■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・ 分譲)を含む全ての住宅

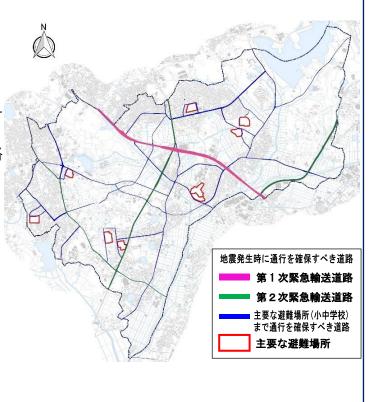
■特定既存耐震不適格建築物

- ① 多数の者が利用する建築物
- ② 危険物の貯蔵・処理場の用途に供す る建築物
- ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路 に接する建築物

■耐震診断義務付け建築物

- ① 要緊急安全確認大規模建築物
- ② 要安全確認計画記載建築物
- ▶ 防災上重要な建築物
- ▶ 県計画で指定した道路沿道の通行障 害既存耐震不適格建築物

右図の「地震発生時に通行を確保すべ き道路 | の沿道にあって、一定以上の高 さがある建築物で、地震によって倒壊す ると、道路の通行を妨げるおそれのある 建築物が対象です。



※ 耐震改修促進法 :建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

-1-

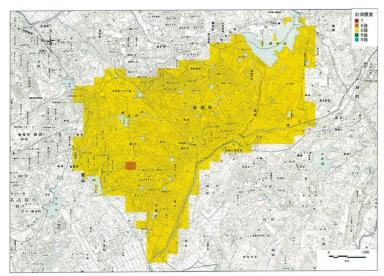
想定される地震の規模・被害の状況

■想定される地震規模

愛知県防災部地震部会は、平成26 年5月に、南海トラフで高い確率で 発生する海溝型地震による被害予測 調査結果を発表しました。

過去に南海トラフを震源として発生した5つの地震を重ね合わせた「過去地震最大モデル」による愛知県内の震度分布は、右図のとおりです。

東郷町では、ほとんどで震度6弱、 一部地域で震度6強となることが予 想されています。



「過去地震最大モデル」による想定震度

■本町の被害予測

上記「過去地震最大モデル」では、本町における建物被害は、地震の揺れによる全壊棟数及び出火による建物焼失棟数を合わせて約100棟、死者数は、5人未満と予測されています。

耐震化及び減災化の目標

■住宅の耐震化の現状と目標

耐震性が不十分な住宅について、令和元年度時点の約2,850戸から令和7年度には約1,000戸への減少を目指します。

■建築物の現状と目標

- ① **耐震診断義務付け建築物の現状と目標** 住宅以外の建築物のうち、耐震診断義務付け建築物は、本町内には存在しません。
- ② 特定既存耐震不適格建築物の現状と目標
 - ・令和2年度時点で3棟(民間建築物)存在する「多数の者が利用する建築物」で耐震性がない建築物については、耐震診断及び耐震改修の啓発により耐震化を図ります。
 - ・令和2年度時点で、第2次緊急輸送路沿道に5棟、主要な避難場所まで通行を確保すべき道路沿道に29棟存在する「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」で耐震性がない建築物については、耐震診断及び耐震改修の啓発により耐震化を図ります。

■住宅・建築物の減災化の目標

住宅・建築物の減災化の目標は、「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」こととします。大規模な地震時にも住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、建築物は社会基盤・生活 基盤の基本であることから、住宅・建築物の減災化について取り組みます。

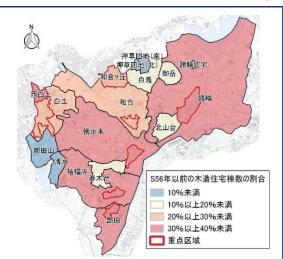
住宅の耐震化の取組

■重点的に耐震化を進める区域の設定

昭和56年以前に建てられた耐震性が低いとされる木造住宅棟数の割合が一定以上(20%以上)の地区内において、木造住宅が密集している区域を、重点的に耐震化を進める区域=「重点区域」と位置付け、特に優先的に耐震化のための施策を進める区域とします。

「重点区域」における啓発・普及活動 の実施

重点区域においては、防災力のある地域づくりへの関心を高めるため、区・自治会等と連携して、優先的に耐震化の必要性をPRするとともに、耐震診断ローラー作戦を実施するなど、耐震診断や住宅改修の促進、家具の転倒防止策等を積極的に推奨していきます。



建築物の耐震化の取組

■公共建築物の耐震化

本町所有の公共建築物(23棟)については、平成25年度時点において、耐震診断及び必要な耐震改修を終了し、耐震化率100%を達成しています。地区所有の建築物(公民館4棟)についても、全て耐震改修済又は耐震診断済です。

■民間建築物の耐震化

旧耐震基準の建築物の耐震化を図るためには、まずは、耐震診断を実施し、建築物の耐震性について知る必要があります。本町は、県と連携して、建築物の所有者等に対して普及啓発を行い、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

住宅・建築物の減災化の取組

■家具の転倒防止対策

誰でもすぐ取り組める地震対策として、家具の転倒防止に対する知識の周知に努めます。

■ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊による死傷者の発生や道路の閉塞を防ぐため、ブロック塀の危険性について周知に努めます。

■エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策

地震時における、エレベーター内への閉じこもり事故、エスカレーター・建築設備に関連 する事故対策に関する周知啓発を図ります。

■地域危険度の周知

地震による危険性の程度を示す地図や「東郷町防災マップ」を活用し、住民に情報提供を 行います。

■普及啓発

耐震診断・耐震改修などに係る補助・助成制度や安全対策に関する情報などをホームページによる情報提供、パンフレット等の作成、講習会、相談窓口の充実等により、迅速、的確な普及・啓発活動に努めていきます。